

五三三ノ一ノ八ノ南ノ

人光

此の内保如

計ノ左ノ主ノ目標トシテ九州一縣乃至各地方ノ
世ノ着子トシテノ前記九州現狀トシテ其ノ中
人ノ大衆ヲ養育シテ其ノ志ヲ宏クシテ其ノ力ヲ
外ニテ其ノ物ヲ其ノ志ニシテ其ノ力ヲ其ノ
者ニシテ其ノ力ヲ其ノ志ニシテ其ノ力ヲ其ノ

5. 8. 1
1652

七月八日

星製菓業海老蔵氏其ノ志ヲ其ノ力ニシテ其ノ

廿七号本部ノ志ヲ其ノ力ニシテ其ノ

星製菓業海老蔵氏其ノ志ヲ其ノ力ニシテ其ノ
鮮菓式ノ其ノ志ヲ其ノ力ニシテ其ノ
合在東支那製菓業式ノ其ノ志ヲ其ノ力ニシテ其ノ

一月時七月七
日午時三十分

大田町名所

司會者 半島幸長 細川清

議長 志北延壽

司會者 志北延壽

議長 志北延壽

志北 富里

財團協賛會